

本校の制服について（すべて指定のもの）

1. 男子の場合

（1）冬服（4月及び11～3月）

- ・上着は、白無地の長袖シャツ・ニットベスト、紺のブレザー
※但し暖かい場合には、ニットベストを着用しなくてもよい。
又、寒い場合は、ニットセーターを着用してもよい。
- ・スラックスは、グレンチェック（あるいは紺）
- ・ネクタイ着用

（2）夏服（5～10月）

- ・上着は、白無地の半袖シャツ
- ・スラックスは、夏生地グレンチェック（あるいは紺）

2. 女子の場合

（1）冬服（4月及び11～3月）

- ・上着は、白無地の長袖ブラウス・ニットベスト、紺のブレザー
※但し暖かい場合には、ニットベストを着用しなくてもよい。
又、寒い場合は、ニットセーターを着用してもよい。
- ・スカートは、千鳥格子柄（あるいは紺スカートまたはグレンチェックのスラックス）
- ・スカート丈は膝頭程度
- ・リボン着用（スラックス着用時はネクタイ可）

（2）夏服（5～10月）

- ・上着は、白無地の半袖
- ・スカートは、夏生地の千鳥格子柄（あるいは紺スカートまたはグレンチェックのスラックス）
- ・スカート丈は膝頭程度

3. 着用期間の弾力運用について

（1）4～11月の期間は、気温の変化や体調等に応じて、上記期間の冬・夏服以外の組み合わせを着用してもよい。12～3月の期間は、ブレザーを着用する。

- ・ニットベスト（あるいはニットセーター）に長袖シャツ・長袖ブラウス
- ・ニットベスト（あるいはニットセーター）に半袖シャツ・半袖ブラウス
- ・長袖シャツ・長袖ブラウスのみ

（2）5～10月の間は、ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。

※上記期間内であっても、ブレザー着用時は、ネクタイ・リボンを着用しなければならない。

（3）式典時はグレンチェックのスラックス・千鳥格子柄のスカート・ニットベストを着用すること。

※ブレザーは、本校のエンブレムがついているもの。ニットベスト・ニットセーター・スラックス・スカートは本校の刺繍が入っているもの。

刺繍

エンブレムの刺繍

I.H.S.

I.H.S.

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
運用期間	冬服期間							冬服	期間			
	→	着用	期間	の弾	力的	運用	期間	→				→
			夏服	期間								

この内規の運用は令和2年4月1日からとする。

令和2年1月23日 一部を改定 令和2年10月30日一部を改訂